記者会見 令和2年	F4月20日(月)		
場所津南	市政記者室		
事務担当課			
所属	職・氏名		
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也		

新型コロナウイルス感染症対策 4月20日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第12回)開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

### 4月20日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第12回) 開催結果

### 1 決定事項

(1) 久居アルスプラザのオープンの延期等について(文化振興担当)

政府から全ての都道府県に対し「緊急事態宣言」が発出されるなど、今後1~2カ月で感染症の拡大が終息することは見込めない状況であること、また、昨年6月から施設予約を開始し、ときの風ホール及びギャラリー、アートスペースなどの利用予約を既に頂いているとともに、舞台開きなどで発表いただく方々の練習環境も確保し難い状況であることから、このような現状を踏まえ、久居アルスプラザのオープンの延期等の対応を行うこととします。

まず、竣工式・内覧会は中止とし、10月1日(木)をグランドオープン日とします。9月末にグランドオープニングセレモニーを開催し、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえたグランドオープンの判断は1カ月前までに行い、オープンできないと判断した場合は、セレモニーも含めて3カ月後に順次延期することとします。

また、ピアノ開きコンサート・アルスプラザ祝祭合唱団の発表及び市内 文化芸術活動団体の舞台公演並びに地域アーティストの演奏会は、来年6 月での開催に向けて調整します。

なお、高嶋ちさ子氏のコンサートは、延期または中止とします。

さらに、6月6日(土)からグランドオープンの前日まではプレオープン期間とし、既にこの期間における施設利用の予約をいただいている方々については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から次のとおり対応することとします。

- 利用を中止される場合は、既に納めていただいている使用料金は全額返金します。
- ・ 利用を延期される場合は、通常12カ月後までの日程の中での振替となるところ、今回は来年6月から9月までの間で指定管理者の自主事業や津市の主催・共催事業等で利用する日程以外の中での希望日を5月12日(火)までに伺い、重なった日程については抽選を行い、優先的に振り替えていただくこととします。
- ・ 国等から示されている参加人数の制限や密閉・密集・密接の三つの 密を避けるなどの感染拡大防止策を実施の上、施設を利用していただ

くこととします。

- ・ プレオープン期間の利用に係る新規予約の受け付けは中止し、共用 スペースは新型コロナウイルス感染拡大対策の下、ご利用いただき、 カフェについては、グランドオープンに合わせて開店することとしま す。
- (2) 学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応について (教育委員会)

学校給食食材販売会は、4月15日(水)に津市モーターボート競走場で開催しましたが、翌16日(木)三重県に緊急事態宣言が発令され、また、市主催イベントの開催判断の考え方が見直されたことから、4月22日(水)及び24日(金)に予定していました学校給食食材販売会は中止とします。

なお、当販売会の趣旨が食品ロスを防ぐことを目的とし、日常生活で使用する食材であることから、「道の駅津かわげ」(津市河芸町三行255番地4)に協力を得て、4月22日(水)及び24日(金)に同道の駅で販売していただくこととします。

- ※ 販売時間は、午前10時から午後6時までとします。
- ※ 販売予定の食材は、次表のとおりです。

品 種	価 格	22日	2 4 日
じゃがいも (メイクイーン)	1袋6個入り200円	約 140 袋	約 20 袋
にんじん	1 袋 4 本入り 200 円	約 200 袋	約 200 袋
玉ねぎ	1袋3個入り100円	約 420 袋	約 160 袋
きゅうり	1 袋 3 本入り 100 円	約 100 袋	約 100 袋
小松菜	1袋2東入り100円	約 250 袋	約 250 袋
ねぎ	1袋2東入り100円	約 70 袋	約 70 袋

(3) 津市児童発達支援センター「つっぽっぽ」について(こども政策担当) 津市児童発達支援センター「つっぽっぽ」については、新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法における緊急事態宣言時においても休止を要請しない社会福祉施設等にあたる児童福祉施設であり、感染の予防に留意した上で、原則として開所となっています。

当該施設においては、4月17日(金)に三重県が発表した新型コロナウイルス感染症情報の第29例目及び第30例目の未就学児のうち、お1

人については、「つぅぽっぽ」の利用者でありましたが、4月10日 (金)を最後に利用はなく、その後、4月14日(火)に発熱の症状が認められているところです。

三重県における新型コロナウイルス感染が判明した場合の今後の対応については、「濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。」となっていますが、当感染情報の発表後、現在も県保健所によるつうぽっぽに対する接触者調査の連絡はない状況であります。

これらの状況から国立感染症研究所が示す新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領による「濃厚接触者については、患者が発病した日以降に接触した者」としていることも踏まえ、引き続き県保健所の指導、情報には注視しつつ、つうぽっぽの臨時休館の期間につきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においての、「世界保健機構(WHO)によると、現時点において潜伏期間は1-14日(一般的には約5日)とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。」となっていることから、当該利用者の最終の利用日の4月10日(金)から起算して14日間となる、4月23日(木)までと考えられます。

しかしながら、利用者の安全と感染拡大防止に万全を期すとともに利用者の方々のサービス利用調整等をはじめ休館中の消毒後による館内整理等、再開のための準備も必要となることから、4月24日(金)に、職員を復帰させ、利用再開については4月27日(月)を設定したいと考えています。

今後は、当該施設の消毒については、県保健所の指導のもと、早急に行い、また、利用者に向けては電話相談窓口において、利用者の皆様のご相談を丁寧にお伺いするとともに、こども支援課の担当者からサービス利用休止中におけるご家庭でのお子様のご様子や健康状態等の把握を行い、県保健所とも連携を図りながら適切に対応を行ってまいります。

### 2 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて報告(危機

### 管理部)

4月18日、市長が市民の皆様に向けて、市ホームページに掲載すると ともに、4月21日より市ケーブルテレビでメッセージを発信します。

(2) 施設使用料の還付対象期間の再延長について報告(総務部)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由に、施設の使用を取り消された場合の使用料や利用料金は、2月20日(木)から5月10日(日)までの期間を対象に、使用料等の全額を還付しています。

このような中、4月16日には、緊急事態宣言が全ての都道府県へ拡大 されるなど、引き続き、一層の感染拡大の防止に向けた対応が必要となっ ています。

これらのことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を 理由に、施設の使用を取り消された場合の使用料について、その還付の対 象期間を、再度、9月30日(水)まで、延長することとします。

還付対象期間の再延長につきましては、市ホームページへ登載するとともに、各施設の所管部局において、利用者の皆様へ迅速に周知し、的確かつ丁寧に説明するよう対応します。

(3)津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こ ども園(1号認定子ども)の臨時休業中の登校日(授業日)及び登園日の 取り止めについて報告(教育委員会)

4月16日(木)に国が新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」を全ての都道府県に拡大したことや三重県での感染状況を踏まえ、津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こども園(1号認定子ども)については4月15日(水)から5月6日(水)までの臨時休業期間中に予定していた登校日(授業日)及び登園日を取り止めることとします。

(4)津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告(危機管理部)

4月9日に開設しました、「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」の相談状況は、4月17日までの土・日曜日を除く7日間で352件の相談がありました。

主な相談内容は、国の給付金等に関する相談が217件で、約60%を 占めています。

また、当案内窓口で完結した相談が300件、専門的な対応が必要とし

て担当部局につないだ相談が52件でした。

これ以外に、3月25日に設置した「事業者向け相談窓口」では、4月 17日までに357件の相談を受け付けました。

### 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第12回)

令和2年4月20日(月) 午前10時~ 本庁舎8階 大会議室A

1 三重県津保健所管内における4月18日以降の感染症患者の発生及び続報 について報告(健康医療担当)

### 2 協議事項

- (1) 久居アルスプラザのオープンの延期等について協議(文化振興担当)
- (2) 学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応について協議(教育委員会)
- (3) 津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」について協議(こども政策担当)

### 3 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージの発信について報告 (危機管理部)
- (2) 施設使用料の還付対象期間の再延長について報告(総務部)
- (3)津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こ ども園(1号認定子ども)の臨時休業中の登校日(授業日)及び登園日の 取り止めについて報告(教育委員会)
- (4) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告(危機管理部)

### 4 その他

### 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第12回)

令和2年4月20日(月) 午前10時~ 本庁舎8階 大会議室A

1 三重県津保健所管内における4月18日以降の感染症患者の発生及び続報 について報告(健康医療担当)

### 2 協議事項

- (1) 久居アルスプラザのオープンの延期等について協議(文化振興担当)
- (2) 学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応について協議(教育委員会)
- (3) 津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」について(こども政策担当)

### 3 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージの発信について報告 (危機管理部)
- (2) 施設使用料の還付対象期間の再延長について報告 (総務部)
- (3) 津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こ ども園(1号認定子ども)の臨時休業中の登校日(授業日)及び登園日の 取り止めについて報告(教育委員会)
- (4) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告(危機管理部)

### 4 その他

### 提案事項

### 2 協議事項

(1) 久居アルスプラザのオープンの延期等について協議(文化振興担当)

政府から全ての都道府県に対し「緊急事態宣言」が発出されるなど、今後1~2カ月で感染症の拡大が終息することは見込めない状況であること、また、昨年6月から施設予約を開始し、ときの風ホール及びギャラリー、アートスペースなどの利用予約を既に頂いているとともに、舞台開きなどで発表いただく方々の練習環境も確保し難い状況であることから、このような現状を踏まえ、久居アルスプラザのオープンの延期等の対応を行うこととします。

まず、竣工式・内覧会は中止とし、10月1日(木)をグランドオープン日とします。9月末にグランドオープニングセレモニーを開催し、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえたグランドオープンの判断は1カ月前までに行い、オープンできないと判断した場合は、セレモニーも含めて3カ月後に順次延期することとします。

また、ピアノ開きコンサート・アルスプラザ祝祭合唱団の発表及び市内文化芸術活動団体の舞台公演並びに地域アーティストの演奏会は、来年6月での開催に向けて調整します。

なお、高嶋ちさ子氏のコンサートは、延期または中止とします。

さらに、6月6日(土)からグランドオープンの前日まではプレオープン期間とし、既にこの期間における施設利用の予約をいただいている方々については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から次のとおり対応することとします。

- ・ 利用を中止される場合は、既に納めていただいている使用料金は全額返金します。
- ・ 利用を延期される場合は、通常12カ月後までの日程の中での振替となるところ、今回は来年6月から9月までの間で指定管理者の自主事業や津市の主催・共催事業等で利用する日程以外の中での希望日を5月12日(火)までに伺い、重なった日程については抽選を行い、優先的に振り替えていただくこととします。

- 国等から示されている参加人数の制限や密閉・密集・密接の三つの密を避けるなどの感染拡大防止策を実施の上、施設を利用していただくこととします。
- ・ プレオープン期間の利用に係る新規予約の受け付けは中止し、共用スペースは新型コロナウイルス感染拡大対策の下、ご利用いただき、カフェについては、グランドオープンに合わせて開店することとします。
- (2) 学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応について協議(教育委員会)

学校給食食材販売会は、4月15日(水)に津市モーターボート競走場で開催しましたが、翌16日(木)三重県に緊急事態宣言が発令され、また、市主催イベントの開催判断の考え方が見直されたことから、4月22日(水)及び24日(金)に予定していました学校給食食材販売会は中止とします。

なお、当販売会の趣旨が食品ロスを防ぐことを目的とし、日常生活で使用する食材であることから、「道の駅津かわげ」(津市河芸町三行255番地4)に協力を得て、4月22日(水)及び24日(金)に同道の駅で販売していただくこととします。

※ 販売時間は、午前10時から午後6時までとします。

※ 販売予定の食材は、次表のとおりです。

品 種	価	格	22日	24日
じゃがいも (メイクイーン)	1袋6個入	り 200円	約 140 袋	約 20 袋
にんじん	1袋4本入	り 200円	約 200 袋	約 200 袋
玉ねぎ	1袋3個入	り 100円	約 420 袋	約 160 袋
きゅうり	1袋3本入	り 100 円	約 100 袋	約 100 袋
小松菜	1袋2束入	り100円	約 250 袋	約 250 袋
ねぎ	1 袋 2 東入	り100円	, 約 70 袋	約 70 袋

(3) 津市児童発達支援センター「つっぽっぽ」について(こども政策担当) 津市児童発達支援センター「つっぽっぽ」については、新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法における緊急事態宣言時においても休止を要請しない社会福祉施設等にあたる児童福祉施設であり、感染の予防に留意した上で、原則として開所となっています。 当該施設においては、4月17日(金)に三重県が発表した新型コロナウイルス感染症情報の第29例目及び第30例目の未就学児のうち、お1人については、「つうぽっぽ」の利用者でありましたが、4月10日

(金)を最後に利用はなく、その後、4月14日(火)に発熱の症状が認められているところです。

三重県における新型コロナウイルス感染が判明した場合の今後の対応については、「濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。」となっていますが、当感染情報の発表後、現在も県保健所によるつうぽっぽに対する接触者調査の連絡はない状況であります。

これらの状況から国立感染症研究所が示す新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領による「濃厚接触者については、患者が発病した日以降に接触した者」としていることも踏まえ、引き続き県保健所の指導、情報には注視しつつ、つうぽっぽの臨時休館の期間につきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においての、「世界保健機構(WHO)によると、現時点において潜伏期間は1-14日(一般的には約5日)とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。」となっていることから、当該利用者の最終の利用日の4月10日(金)から起算して14日間となる、4月23日(木)までと考えられます。

しかしながら、利用者の安全と感染拡大防止に万全を期すとともに利用者の方々のサービス利用調整等をはじめ休館中の消毒後による館内整理等、再開のための準備も必要となることから、4月24日(金)に、職員を復帰させ、利用再開については4月27日(月)を設定したいと考えています。

今後は、当該施設の消毒については、県保健所の指導のもと、早急に行い、また、利用者に向けては電話相談窓口において、利用者の皆様のご相談を丁寧にお伺いするとともに、こども支援課の担当者からサービス利用休止中におけるご家庭でのお子様のご様子や健康状態等の把握を行い、県保健所とも連携を図りながら適切に対応を行ってまいります。

### 報告事項

### 3 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて報告(危機 管理部)

4月18日、市長が市民の皆様に向けて、市ホームページに掲載すると ともに、4月21日より市ケーブルテレビでメッセージを発信します。

(2) 施設使用料の還付対象期間の再延長について報告(総務部)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由に、施設の使用を取り消された場合の使用料や利用料金は、2月20日(木)から5月10日(日)までの期間を対象に、使用料等の全額を還付しています。

このような中、4月16日には、緊急事態宣言が全ての都道府県へ拡大されるなど、引き続き、一層の感染拡大の防止に向けた対応が必要となっています。

これらのことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を 理由に、施設の使用を取り消された場合の使用料について、その還付の対 象期間を、再度、9月30日(水)まで、延長することとします。

還付対象期間の再延長につきましては、市ホームページへ登載するとともに、各施設の所管部局において、利用者の皆様へ迅速に周知し、的確かっ丁寧に説明するよう対応します。

(3)津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こ ども園(1号認定子ども)の臨時休業中の登校日(授業日)及び登園日の 取り止めについて報告(教育委員会)

4月16日(木)に国が新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」を全ての都道府県に拡大したことや三重県での感染状況を踏まえ、津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こども園(1号認定子ども)については4月15日(水)から5月6日(水)までの臨時休業期間中に予定していた登校日(授業日)及び登園日を取り止めることとします。

(4)津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告(危機管理部)

4月9日に開設しました、「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相 談案内窓口」の相談状況は、4月17日までの土・日曜日を除く7日間で 352件の相談がありました。

主な相談内容は、国の給付金等に関する相談が217件で、約60%を占めています。

また、当案内窓口で完結した相談が300件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が52件でした。

これ以外に、3月25日に設置した「事業者向け相談窓口」では、4月 17日までに357件の相談を受け付けました。

### 4月18日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(4)

このページを印刷

通常ページへ戻る

登録日:2020年4月18日





4月17日夜、三重県は、新型コロナウイルス感染者の県内29例目から32例目の4人の方の感染を公表しました。この方々は津市在住であり、21例目の方のご家族です。小さなお子様や高齢者を含む4人のご家族の方々が一挙に感染された事実を非常に重大な事態と受け止めています。

21例目の方は、14例目の方と同じ職場にお勤めの方で、4月11日に発熱し、15日に陽性が判明しました。この方のご家族で、17日に陽性が確認された29例目と30例目のお子様のうちのお1人は、津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」をご利用になっていましたが、4月10日を最後にご来館はなく、その後14日に発熱の症状が認められました。「つうぽっぽ」につきましては、21例目の方が15日20時にPCR検査の結果が陽性と確認された時点で直ちに臨時休館を決定し、翌16日以降休館しております。

今後は、県保健所の判断を待って、接触者調査の結果に基づき適切に対処してまいります。また、他のご利用者の皆様には、18日から電話相談窓口を開設し、ご相談を丁寧にお伺いしてまいります。

また、もうお1人のお子様については、市内の私立幼稚園に在園しており、幼稚園からの連絡によると、園を利用されたのは4月3日のみであり、その後の登園はないとのことです。発熱したのが14日であることから、濃厚接触者に該当する園児等はいないと考えられます。また、県保健所から、「4月4日以降の利用がないことから、他園児等への感染の可能性は極めて低いとの確認」を得ている旨、この幼稚園から聞き及んでいます。

さて、津市においても新型コロナウイルスの感染が拡がりつつある状況の中、4月16日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づ く緊急事態宣言の対象が全都道府県に拡大されました。

これにより、三重県知事が特別措置法に基づく外出自粛要請や施設の使用停止を要請・指示できるようになります。三重県においては、どのような措置を講じるのか、20日にも取りまとめる予定とお聞きしておりますが、津市におきましても、知事からの要請があり次第、施設の使用停止等について対応するとともに、県民への呼びかけについても、市民への周知という形で最大限協力してまいります。

なお、津市の施設につきましては、既に、感染拡大防止のため、利用停止や利用の自粛要請などの措置を講じている施設があります。

スポーツ施設では、4月15日から津市産業・スポーツセンター(サオリーナ、三重武道館、メッセウイング・みえ)、17日から総合支所管内の運動施設内トレーニングルーム・卓球室、集会施設では、17日から津市市民活動センターの会議室や市民オープンステージ、会館や市民センターのカラオケや卓球のご利用、子育て関連施設では、5日からげいのうわんぱー〈交流プラザ、15日から児童館、市外からのお客様が多い観光施設では、18日から各キャンプ場や錫杖湖水荘の利用を休止しました。

さらに、温浴施設である榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」、安濃交流会館「あのう温泉」、とことめの里一志、下之川住民交流センターについて、4 月21日から利用の休止を決定いたしました。

今後は、特別措置法に基づき知事が多数の方が利用する施設の使用停止や指示を行う場合には、津市の施設の一時利用制限などについて早急に決定してまいります。

国の緊急事態宣言を受けて、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を阻止しなければならない状況です。市民生活を支える施設は引き続き運営してまいりますが、感染拡大に繋がる人の動きを抑制するため、施設の一時的な利用停止などについて、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

津市長 前葉 泰幸

関連ページ

4月16日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(3)

4月13日発表 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための陰時休業について 教育長メッセージ・市長メッセージ(2)

4月10日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(1)

### 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料

### ■津市新型コロナウイルス感染症にかかる市相談窓口対応件数 (令和2年4月17日 17:15)

### ① 市民生活相談案内窓口 (危機管理課)

月二日	TF 85 D	8日窓口。	電話 :	メール	小清十
4月 9日(木)	16	2	16	0	3 4
4月10日(金)	2 5	2	3 9	0	6 6
4月13日 (月)	2 6	0	4.8	1	7 5
4月14日 (火)	2 5	1	3 0	.0	56/
4月15日(水)	2.1	2	23	2	4 8
4月16日(木)	17	1	20	0	3 8
4月17日(金)	12	· 0	2 3	0 , .	3.5
合 計	1 4 2	8	199	3	3 5 2

### ② 事業所向け相談窓口(商業振興労政課)

*			and the second second
1. 月,目	窓口	電話	小計
4月 8日まで	173	15	188
4月 9日 (木)	1.6	2	18
4月10日(金)	1 4	6	2 0
4月13日 (月)	16	4	2 0
4月14日 (火)	14	5	1 9
4月15日(水)	2 1	4	. 25
4月16日(木)	19	19	3.8
4月17日(金)	11	18	2 9
合計	284	7 3	3 5 7

# 新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県

国際を利用

**6 年 2 年 4 日 2 0 日 (日) から 5 日 6 日 (水) また** 

- 2、信置の対称とする区域

三雪哥鱼

方にない

客

幫

巡 本 CIOES

三路してない

持ち込まない

### ①外出自転の徹底

- 生活の維持に必要な場合を除く移動(県境を越える移動、県内にお ける移動)の白粛
- 特に、大型連休期間中における移動の自粛
- 接待を伴う飲食店や遊興施設等への外出自粛
- 海外への渡航の自粛

### ②県外の方へのお願い

- ・県外から三重県への移動自粛の呼びかけ
- ③衛生管理と体調管理の徹底
- ・
  政工チケットや石けん
  による手洗いな
  ど基本的な
  感染予防の
  徹底
  - ・十分な睡眠など体調の管理
- ④3つの『密』の回遊、人との距離の確保
- 3 つの 「密(密閉空間・密集場所・密接場面)』の回避
  - 人と人との一定の距離 (2メートル程度) の確保
- 飲食店等における上記の対応について配慮を依頼

- ①感染防止対策の徹底 ②在宅勤務等の積極的な活用
- 在宅勤務(テレワーク)の積極的な導入
- 時差出動、自動車(自転車)通勤への配慮
- 学校における接触機会の低減と学習機会の確保の両立に向け、 オンライン学習など自宅で学ぶことができる環境の整備

### ⑥休暇等への西慮

- 従業員の発熱時等の出動自粛
- 保護者である従業員が安心して子育てできるよう、休暇の 取得や就業時間の短縮等への配慮

- 3つの [密] の発生が表えられる集ま ・クリスター第年の恐たがあるイベソト、 りの原則、中止・延期
  - 県外からの参加者が見込まれる等 上記以外でも、一定規模の人数が集まる、 のイベントの原則、中中・阻避
    - 感染防止対策を徹底 やむを得ずイベントを開催する場合は、

## 4) 撃臭に基っく冷静なが応の治原い

- ①人権への配慮等
- 誹謗中傷等を絶対に行わない ・個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、

# ②根拠が不明な情報に基じへ行動の自粛

SNS等による事実ではない誤った情報によらない冷静な行動

# (5) 外業更請等へのご協力のお願い

- 〇特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、 施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。また、これに当てはまら 施設の使用停止の協力を依頼 ない施設についても、
  - ○「(3) イベント開催自粛のお願い」と同様、イベント・パーディ等の開催

### ① 基本的に休止を要請する施設 白粛を要請

大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分 遊興施設等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、文教施設 商業施設(生活必需物資の小売関係や生活必需サービス業は除ぐ

※下線部分は床面積の合計が1,000 ㎡を超える施設が対象

### ②基本的に休止を要請しない施設

- 宿泊延期依頼対応等の協力を要請 営業時間の短縮、 適切な感染防止対策、
  - 1. 社会福祉施設等
- 社会生活を維持する上で必要な施設

# ゲー致団結して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいきま 今こそ「オールニ庫」

### 新型コロナウイルス感染症 拡大阻止に向けた

### 「三重県緊急事態措置」

~5つのお願い~

令和2年4月20日

### はじめに

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大をふまえ、4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出されました。「緊急事態宣言」については、4月7日に政府から7都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)に発出された後、他の都道府県において独自に宣言が発出されています。

本県においても、感染の継続や今まで発生していなかった地域へ拡大していることもふまえ、4月10日に"三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」"を宣言し、県民の皆様に移動自粛等についてお願いをさせていただいてきたところです。

4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出されたことや県内でも新型ロナウイルスの感染が急速に拡大していることをふまえ、県民の皆様の"命と健康"を最優先に考え、今後取り組むべき対策である、

"新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」"~5つのお願い~

措置実施期間:令和2年4月20日(月)~同年5月6日(水)

対 象 区 域:三重県全域

を取りまとめました。

県民の皆様におかれましては、ご自身や大切な家族、友人の"命と健康"を守るため、新型コロナウイルス感染症を他人事ではなく、我が事としてご認識いただき、ご協力をお願いいたします。

令和 2年 4月 20日 三重県知事 鈴木 英敬

### 目次

¥	感染防止対策徹底のお願い
	(1) 外出自粛の徹底
	(2) 県外の方へのお願い
	(3) 衛生管理と体調管理の徹底
	(4) 3つの『密』の回避、人との距離の確保
2	企業等へのお願い
	(1) 感染防止対策の徹底
: .	(2) 在宅勤務等の積極的な活用
	(3) 休暇等への配慮
3	イベント開催自粛のお願い
4	事実に基づく冷静な対応のお願い
	(1) 人権への配慮等
	(2)根拠が不明な情報に基づく行動の自粛
5	休業要請等へのご協力のお願い

### 1 感染防止対策徹底のお願い

皆様ご自身、そして大切な家族や友人の"命と健康"を守るためには、まずは、感染予防を行ったうえで、"持ち込まないこと"、"広げないこと"が大切です。

新型コロナウイルスは、誰もが、いつ、どこで感染するかわからないことから、

- (1) 外出自粛の徹底
- (2) 県外の方へのお願い
- (3) 衛生管理と体調管理の徹底
  - (4) 3つの『密』の回避、人との距離の確保

にご理解・ご協力をお願いします。

### (1) 外出自粛の徹底

① 「緊急事態宣言」が発出されたことをふまえ、生活の維持に必要な場合 を除く 移動の自粛をお願いします。

今回、全国に「緊急事態宣言」が出された趣旨に鑑み、

- i) 県境を越える移動の自粛
- ii) 県内における移動の自粛
  - iii)特に大型連休期間中における移動の自粛

について、強くお願いします。

あわせて、「3つの『密』」が濃厚な形で重なる場所であり、クラスター<sup>2</sup>が発生しやすいことから、バーやナイトクラブなど、夜間から早朝にかけて営業している接待を伴う飲食店や、カラオケ、ライブハウスなどの遊興施設等への外出を控えていただくことについても、改めて県民の皆様に、強くお願いします。

② 海外への渡航はお控えいただくとともに、海外からの帰国時には、自主的に率 先して空港検疫所の健康相談室にご相談いただきますようお願いします。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 生活の維持に必要な場合:医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、 必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩等をさします。

<sup>2</sup> クラスター:患者間の関連が認められた集団をさします。

### (2) 県外の方へのお願い

県外の皆様におかれましても、緊急事態措置の実施による外出自粛の徹底の趣旨をふまえ、三重県への移動の自粛をお願いするとともに、県外に家族や友人がみえる県民の皆様におかれましては、三重県への帰省や訪問を控えるよう呼びかけをお願いします。

### (3) 衛生管理と体調管理の徹底

コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であり、新型 コロナウイルスについても同様であると考えられています。このため、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理を行ってください。

### (4) 3つの『密』の回避、人との距離の確保

一人の方から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、 人が密に集まって過ごすような空間である、「3つの『密』」(密閉空間・密集場所・ 密接場面)を避けていただくとともに、人と人との一定の距離 (2メートル程度) を保つよう努めてください。

なお、飲食店等については、社会生活を維持する上で必要な施設となりますが、 感染が多数確認されている地域等において、クラスターが発生していることなどを ふまえ、「3つの『密』」の回避、人との距離の確保などについて、特にご配慮をお 願いします。

### 2 企業等へのお願い

皆様の大切な仲間の"命と健康"を守るため、

- (1) 感染防止対策の徹底
- (2) 在宅勤務等の積極的な活用
- (3) 休暇等への配慮

に、ご理解・ご協力をお願いします。

### (1) 感染防止対策の徹底

企業等において、咳エチケットや手洗いなどの徹底、「3つの『密』」の回避、人と人との距離の確保など、感染防止対策の徹底をお願いします。

### (2) 在宅勤務等の積極的な活用

職場への出勤は、生活の維持に必要な移動ではあるものの、通勤時や職場において感染のおそれがあることから、企業の皆様におかれましては、在宅勤務(テレワーク)を積極的に導入いただきますよう強くお願いします。

職場に出勤が必要な場合であっても、時差出勤や自動車(自転車)通勤にご配慮いただき、極力、人との接触機会の低減が図られるよう、ご協力をお願いします。また、学校関係の皆様におかれましては、人との接触機会の一層の低減と学習機会の確保の両立に向け、オンライン学習など自宅で学ぶことができる環境の整備に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

### (3) 休暇等への配慮

従業員の方の発熱時等の出勤自粛や、学校等の休業が延長されることにより保護者である従業員の皆さんが安心して子どもを育てることができるよう、休暇の取得や就業時間の短縮等についてご配慮をお願いします。

### 3 イベント開催自粛のお願い

感染拡大を阻止するため、クラスター発生の恐れがある催物(イベント)や、「3つの『密』」の発生が考えられる集まりについては、原則、中止または延期していただくよう強くお願いします。

なお、そのイベント自体は「3つの『密』」等に該当しないものであったとしても、 一定規模の人数が集まる、県外からの参加者が見込まれるなどの場合には、原則、中 止または延期していただくようお願いします。

また、やむを得ずイベントを開催する場合においては、事前に参加者を把握する、 当日の体調によって参加を見送るよう促すなどの対策を講じたうえで、開催時には咳 エチケットや消毒等、感染防止対策の徹底に努めるよう、ご理解・ご協力をお願いし ます。

### 4 事実に基づく冷静な対応のお願い

### (1) 人権への配慮等

インターネット上の掲示板やSNS等において、個人や企業に対する事実でない情報の流布が散見され、中には個人の特定、人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先や行動先への風評被害が懸念されるような情報も見受けられます。

県では、県民の皆様にとって重要な「リスク情報」等について、県民の皆様に新型コロナウイルス感染症を我が事として認識いただき、感染防止対策を徹底いただくために、感染が確認された方の情報をご本人や会社等の関係者の皆様ともご相談させていただきながら、可能な限り公表しています。

また、感染された患者様や、患者様が所属される企業・団体において、感染拡大の防止や、県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、ご自身や企業側から事実を公開される事例も多くあります。

公益のために必要な情報を、勇気をもって公開された方に対し、さらに個人的な情報までを特定しようとすること、公開した個人や企業を責めることは、絶対に許される行為ではありません。感染拡大を防止する観点からも、今後新たに感染が確認された場合に情報を提供・公開いただくことが難しくなります。

県民の皆様におかれましては、公表の趣旨をご理解いただき、また、感染は他人事ではなく、今日にも自身や大切な家族にも起こりうる事態であるということをご認識いただき、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

### (2) 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

新型コロナウイルスとの戦いが長く続く中、SNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、トイレットペーパー等、本来十分に供給が賄えている物資の買占めが発生するなど、不安が不安を呼び、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。

県としましても、引き続き、必要な物資の確保や県民の皆様へ迅速かつ正確な情報発信を行うために最大限努力してまいりますが、県民の皆様におかれましても、過剰な買占めを控えるなど冷静に行動していただくとともに、根拠が不明な情報の拡散や根拠が不明な情報に基づく行動はなされないようにご協力ください。

### 5 休業要請等へのご協力のお願い

事業者等の皆様におかれましては、日頃から県内の社会・経済活動や県民生活を 支えていただいていることに、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大している現状や本県の地域性に鑑み、感染予防の効果が最大限発揮されるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請や、法に基づかないものの休業の必要性が認められる施設等への休業等の協力依頼、休業を要請しない施設への適切な感染防止対策の徹底への協力依頼など、さまざまな対策を組み合わせて実施します。

この全国的な危機を克服するためには、事業者等の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、大変心苦しくはありますが、ご理解とご協力を切にお願いします。

休業要請等の内容については、別冊「休業協力要請について」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症 拡大阻止に向けた

「三重県緊急事態措置」 休業協力要請について

令和2年4月20日

三重県

### 休業更請の内容

### ●要請期間

令和2年4月20日(月)~同年5月6日(水)

### ●対象区域

三重県全域

### ●実施内容

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第24条第9項 に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催 物の開催の停止を要請する。また、これに当てはまらない施設についても、特措法 によらない施設の使用停止の協力を依頼する。
- ・イベント・パーティ等の開催は、クラスター発生の恐れや「3つの『密』」の発生が考えられる集まりについては、原則、中止または延期を強く要請する。 なお、当該イベント自体は「3つの『密』」等に該当しないものであったとしても、
- 一定規模の人数が集まる、県外から参加者が見込まれるなどの場合には、原則、中止または延期を要請する。

また、やむを得ずイベントを開催する場合においては、適切な感染防止対策の徹底について協力を要請する。

- 1. 基本的に休止を要請する施設(特措法第24条第9項)
  - (1) 床面積の合計によらない下記の施設 遊興施設等、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設
  - (2) 床面積の合計が 1,000 mを超える下記の施設 大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)、 商業施設 (生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサ ービス業を営む店舗)
- 2. 特措法によらない協力依頼を行う施設
  - (1) 床面積の合計が 1,000 ㎡以下の下記の施設 大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)、 商業施設 (生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサ ービス業を営む店舗)
- 3. 基本的に休止を要請しない施設 ※別表の「適切な感染防止対策」の協力を要請
  - (1) 社会福祉施設等
  - (2) 社会生活を維持する上で必要な施設

### 対象となる施設

### 1. 基本的に休止を要請する施設(特措法施行令第 11 条に該当するもの)

下記の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくはイベント開催停止を要請する。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 施設の種類	要請内容	。 第二人的 第二人的 第二人的
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、
		個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、
   遊興施設等		のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネッ
<u>Marking axtr</u>		トカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、
	· ,	勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売
		場、ライブハウス 等
   文教施設		   学校(大学等を除く。)
文 子文///200文		71X ()(7-4-CM)(0,0)
-		   大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車
大学、学習塾等	` ' .	大子、号信子校、台俚子校はこの教育地設、自動車     教習所、学習塾 等
八十、十日至一		秋日が、子目至 マ    ※床面積の合計が 1,000 mを超えるものに限る。
	施設の使用停	
	止及び催物の	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブな
運動·遊技施設	開催の停止要	どの運動施設、又はマージャン店、パチンコ店、ゲ
	請	ームセンターなどの遊技場等
劇場等	(=休業要請)	劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
:		Italia Ada Ada Marana
博物館等		博物館、美術館、図書館
		※床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る。
ホテル又は旅		ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
館	· .	※床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る。
		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需
商業施設		サービス以外のサービス業を営む店舗
	,	※床面積の合計が 1,000 mを超えるものに限る。
	<u> </u>	

### 2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が 1,000 ㎡以下の下記の施設については、同 1,000 ㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼する。

- 危設の種類	<b>办</b> 記
	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学
	習塾等
大学、学習塾等	※但し、床面積の合計が 100 ㎡以下においては、適切な感染防
	止対策を施した上での営業
博物館等	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外
★************************************	のサービス業を営む店舗
商業施設	※但し、床面積の合計が 100 ㎡以下においては、適切な感染防
	止対策を施した上での営業

### 3. 基本的に休止を要請しない施設

下記の施設を管理する事業者に対し、別表「適切な感染防止対策」の協力を要請する。

### (1) 社会福祉施設等

	施設の種類	区分。	要請内容	内訳。
	-		必要な保育等を確	
			保した上で、適切な	
		社会の安定の維	感染防止対策の協	
		持	力要請、家族での対	保育所、学童クラブ 等
-		ਹਿ	応が可能な家庭に	
			ついては利用の自	
			粛を要請	
^	社会福祉施設等		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	通所介護その他これらに
			適切な感染防止対	類する通所又は短期間の
. }		古 控 40° 12° 西 42°	策の協力要請、家族	入所により利用される福
.		支援が必要な    方々の保護の継	での対応が可能な	祉サービス又は保健医療
ľ	2	万々の保護の極      続	限り、利用の自粛を	サービスを提供する施設
		机元	要請	(通所又は短期間の入所
				の用に供する部分に限
				る。)

### (2) 社会生活を維持する上で必要な施設

+施設の種類	Y推持する上で必要 区分	要請内容	八郎
医療施設	医療体制の維持		病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	安定的な生活の確保	適切な感染防止対 策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	安定的な生活の 確保	適切な感染防止対 策の協力要請、営業 時間短縮の協力要 請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ 営業時間短縮の協力要請朝 5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供
		前	は夜 7 時までとすることを 要請(宅配・テイクアウトサー ビスは除く。)
		適切な感染防止対	ホテル又は旅館 等 ※宿泊予約の延期依頼につい て協力を要請
住宅、宿泊施設	安定的な生活の 確保	策の協力要請、宿泊 予約の延期依頼に ついて協力を要請	緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対
		適切な感染防止対 策の協力要請	応について協力を要請 共同住宅、寄宿舎、下宿 等
交通機関等	社会の安定の維 持	適切な感染防止対 策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、 鉄道、船舶、航空機、物流サー ビス(宅配等) 等
工場等	安定的な生活の 確保	ケベマンバのアンコラズの円	工場、作業場 等
金融機関·官公 署等	社会の安定の維 持	テレワークの一層 の推進要請、適切な 感染防止対策の協 力要請	銀行、証券会社、保険代理店、 官公署、事務所 等
その他	安定的な生活の 確保及び社会の 安定の維持	適切な感染防止対 策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、 獣医、理美容、ランドリー、ご み処理関係 等

### 【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調
Trust trans a train and 1 tellar	不良の従業員の出勤を停止
発熱者等の施設への入場防止	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調
	不良の来訪者の入場を制限
	・換気を行う(可能であれば、2 つの方向の窓を同時
	に開ける)
3 つの『密』	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話
(密閉・密集・密接)の防止	会議やビデオ会議を利用)
	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫
	や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、
	手洗いの励行
飛沫感染、接触感染の防止	・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、
	手洗いの励行
	・店舗、事務所内の定期的な消毒
	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等
	による出勤の推進)
29等Mは/ニャ/ナス 成沈の時に	・従業員の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤
移動時における感染の防止	務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、
	来訪者数の制限

### 施設一覧

種類。	施設	」。 1,000㎡超	100㎡超≈1,000㎡以下	100mly F
	キャバレー	A No. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	ナイトクラブ			
	ダンスホール			
<b> </b>	15-			
	個室付浴場業に係る公衆浴場			
	ヌードスタジオ			
	のぞき劇場			
	ストリップ劇場	4550 - 1550 - 150		
遊興施設等	個室ビデオ店	<ul><li>施設の使用停止及び催物の開催の停止要請</li></ul>	施設の使用停止及び催 物の開催の停止要請	施設の使用停止及び催 物の開催の停止要請
•	ネットカフェ	(=休業要請)	(=休業要請)	(=休業要請)
,	漫画喫茶			
	カラオケボックス			· -
*	射的場			
	勝馬投票券発売所			
	場外車券売場			
	競艇場外発売場	_		
	ライブハウス	<del></del>		
文教施設	学校(大学等を除く)	原則として施設の使用 停止及び催物の開催停 止を要請	原則として施設の使用 停止及び催物の開催停 止を要請	原則として施設の使用 停止及び催物の開催号 止を要請
	大学		施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	-00-41
		施設の使用停止及び催物の開催の停止要請		営業を自粛していただ きたいが、様々な事情 から営業を継続する場 合には、適切な感染防 止対策を求める
大学、学習塾等	各種学校			
	自動車教習所	一 (二休業要請)		
	学習塾	_		
	体育館			
	水泳場	- "	and Angelon and An	,
	ボーリング場	-	施設の使用停止及び催 物の開催の停止要請	施設の使用停止及び値 物の開催の停止要請
運動・	スポーツクラブなどの運動施設	<ul><li>施設の使用停止及び催 物の開催の停止要請</li></ul>		
遊技施設	マージャン店	一 (一休業要請)	(=休業要請)	(=休業要請)
	パチンコ屋			•
	ゲームセンターなどの遊技場	-	,	
	劇場			
		施設の使用停止及び催	物の開催の停止要請 物の開	施設の使用停止及び催
劇場等	映画館	<ul><li>物の開催の停止要請</li><li>(二休業要請)</li></ul>		物の開催の停止要請 (=休業要請)
	演芸場	PRASARI/	) — Proσe σe áBJ	(一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一)
*	集会場			:
集会	公会堂	<ul><li>施設の使用停止及び催物の開催の停止要請</li></ul>	施設の使用停止及び催 物の開催の停止要請	施設の使用停止及び催 物の開催の停止要請
展示施設	展示場	(二休業要請)	(=休業要請)	(一休業要請)
	博物館		 	- to an a terror to the same and
博物館等	美術館	<ul><li>施設の使用停止及び催物の開催の停止要請</li></ul>	施設の使用停止及び催 物の開催の停止など適	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適
147 T/V ALD TY	図書館	一 (二休業要請) 切な対応 を依頼	切な対応について協力	切な対応について協力 を依頼
	Der Der		を依頼	c by #4

種類。	施設	1,000㎡超	100㎡超~1,000㎡以下	100州以下
ホテル 又は旅館	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	施設の使用停止及び催 物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力 を依頼	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の 店舗	施設の使用停止及び催 物の開催の停止要請	施設の使用停止及び催 物の開催の停止など適	営業を自粛していただ きたいが、様々な事情 から営業を継続する場
尚来他故	生活必需サービス以外のサービス業 を営む店舗	(一体業要請)	切な対応について協力 を依頼	合には、適切な感染防止対策を求める
	保育所	必要な保育等を確保し た上で、適切な感染防 止対策の協力要請、家	必要な保育等を確保し た上で、適切な感染防 止対策の協力要請、家	必要な保育等を確保し た上で、適切な感染防 止対策の協力要請、家
- * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	学童クラブ	族での対応が可能な家 庭については利用の自 粛を要請	族での対応が可能な家庭については利用の自 粛を要請	族での対応が可能な家 庭については利用の自 粛を要請
社会福祉施設等	通所介護その他これらに類する通所 又は短期間の入所により利用される 福祉サービスを提供する施設(通所 又は短期間の入所の用に供する部 分に限る)	適切な感染防止対策の 協力要請、家族での対 応が可能な限り、利用	適切な感染防止対策の 協力要請、家族での対 応が可能な限り、利用	適切な感染防止対策の 協力要請、家族での対 応が可能な限り、利用
	保健医療サービスを提供する施設 (通所又は短期間の入所の用に供す る部分に限る)	の自粛を要請	の自粛を要請	の自粛を要請
ı	病院	The land of the land of the late on	17: Lm 4 - Lm 14 m+ 1 - 1 - 1 - 1 - 1	** *** *** *** *** ** *** *** *** ***
医療施設	診療所	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請
-	薬局			
	卸売市場			
·	食料品売場			
	百貨店における生活必需物資売場		,	
生活必需物資 販売施設	ホームセンターにおける生活必需物 資売場	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請
	スーパーマーケットにおける生活必 需物資売場			
,	コンビニエンスストア			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	飲食店(居酒屋含む)(宅配・テイクアウトサービス含む)	· 適切な感染防止対策 の協力要請	・適切な感染防止対策 の協力要請	・適切な感染防止対策 の協力要請
		・営業時間短縮の協力 要請	・営業時間短縮の協力 要請	・営業時間短縮の協力 要請
食事提供施設	料理店(宅配・テイクアウトサービス 含む)	(宅配・テイクアウト サービス除く)	(宅配・テイクアウト サービス除く)	(宅配・テイクアウト サービス除く)
		※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要	※営業時間の短縮につ   いては、朝5時から夜8   時までの間の営業を要	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8 時までの間の営業を要
7	喫茶店(宅配・テイクアウトサービス 含む)	請し、酒類の提供は夜 7時までとすることを要 請	請し、酒類の提供は夜 7時までとすることを要 請	請し、酒類の提供は夜 7時までとすることを要 請
	ホテル	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請
住宅、宿泊施設	旅館	※緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応について協	※緊急事態措置の要 請期間における客数を 減らすことで感染拡大 を防止するため、県外 からの予約の延期を依 頼する対応について協	※緊急事態措置の要 請期間における客数を 減らすことで感染拡大 を防止するため、県外 からの予約の延期を依 頼する対応について協
		力を要請	力を要請	力を要請
-	共同住宅	   適切な感染防止対策の	適切な感染防止対策の	適切な感染防止対策の
	寄宿舎	協力要請	協力要請	協力要請
	下宿			

Additional area were control of the	Hermone-11 to the contract of			
種類	施設	1,000m超	100m超~1,000m以下	100m以下
	バス			
	タグシー		·	
	レンタカー			
交通機関等	鉄道	適切な感染防止対策の   協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請
77.000	船舶	(20) 23 35 64	10071 SC 216	加力支票
20000	航空機			
NAME OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNE	物流サービス(宅配等)			
7 15 45	工場	適切な感染防止対策の	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請
工場等	作業場	協力要請		
	銀行	・テレワークの一層の推進要請 ・適切な感染防止対策 の協力要請		
	証券会社		・テレワークの一層の推 進要請	・テレワークの一層の推
金融機関 官公署等	保険代理店		,	進要請
ELAT	官公署		・適切な感染防止対策 の協力要請	・適切な感染防止対策 の協力要請
	事務所		1222 2 2 200	47 mm 2 3 3 am
	メディア			`
	葬儀場			
	銭湯	· .		
その他	質屋	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請	適切な感染防止対策の 協力要請
	数医			
	理美容			
	ランドリー			
	ごみ処理関係			

### 休止要請対象の施設例

### 1 基本的に休止を要請する施設

1 基本的に休止を要	施設	休止要請	要請の内容
	キャバレー	対象	The contract of the contract o
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
٠,	スナック	対象	
	//-	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	*************************************
遊興施設等	デリバリーヘルス	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
MT 34 NG DX 43	アダルトショップ	対象	(二休業要請)
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	1
* * *	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
,	射的場	対象	
	列的場 ライブハウス	対象	
	フィノハノへ	対象	1
	場外馬(車·舟)券売場	<u> </u>	
	幼稚園	対象	
	小学校	対象	
	中学校	対象	   原則として施設の使用停止及び催物開催停止を
文教施設	義務教育学校	対象	
人我怎么	高等学校	対象	要請
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
	大学	対象	
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	【床面積の合計が1,000m超】
	専修学校·各種学校	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	日本語学校・外国語学校	対象	(二休業要請)
· · · · ·		対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】
	インターナショナルスクール		施設の使用停止及び催物の開催の停止など適
-	自動車教習所	対象	な対応について協力を依頼
大学·学習塾等(※)	学習塾	対象	【床面積の合計が100㎡以下】
	英会話教室	対象	営業を自粛していただきたいが、様々な事情から
	音楽教室	対象	営業を継続する場合には、適切な感染防止対策
	囲碁·将棋教室	対象	を求める
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	※オンライン授業は対象外
	そろばん教室	対象	※家庭教師は対象外
		<u>へる</u> 対象	
_	バレエ教室		1
	体操教室	対象	
	体育館	対象	
	屋内•屋外水泳場	対象	· ' ' ' ' · · · · · · · · · · · · · · ·
•	ボーリング場	対象	
	スケート場	対象	
•	スポーツクラブ	対象	1
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		_
	ゴルフ練習場 ※1	対象	
	バッティング練習場 ※1	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
運動・	陸上競技場 ※1 ※2	対象	(二休業要請)
遊技施設	野球場 ※1 ※2	対象	※1 屋外施設は対象外とする
	テニス場 ※1 ※2	対象	】 ※2 観客席部分については、対象とする
	柔剣道場	対象	]
	弓道場 ※1	対象	7
	マージャン店	対象	7
	パチンコ店	対象	1
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	

種類	施設	"休止要請	要請の内容
Someonia de la composición del composición de la composición de la composición del composición del composición de la composición del compo	[秦] · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	対象	
nt. No.	観覧場	対象	1
劇場等	プラネタリウム		施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
1 14.1.451 ±1.	映画館	<u>対象</u> 対象	(二休業要請)
PREASTANT OF THE PREAST			-
	演芸場	対象	
	集会場	対象	
and the second s	公会堂	対象	
集会·展示施設	展示場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
NA IXANIER	貸会議室	対象	(=休業要請)
	文化会館	対象	
NAT THE PARTY OF T	多目的ホール	対象	
The state of the s	博物館	対象	
Personal	美術館	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】
	図書館	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
Local Andrews	科学館	対象	(二休業要請)
博物館等	記念館	対象	【床面積の合計が1,000m以下】
Thousand the second sec	水族館	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切
	動物園		施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切   な対応について協力を依頼
			(4 八) (101 ~ ) (105 八) で 1以 不見
	植物園	対象	
<b>]</b>			
	ホテル(集会の用に供する部分		
	に限る)	対象	【床面積の合計が1,000m超】
	. →!xx &/		施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
			一にはの使用や正及の能物の所能のや正と安調・(二体業要請)
ホテル又は旅館			(一体来安朗)   【床面積の合計が1,000㎡以下】
	旅館(集会の用に供する部分に		施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切
	限る)	対象	な対応について協力を依頼
	ペットショップ(ペットフード売場		
,	を除く)	対象	
THE STATE OF THE S	ペット美容室(トリミング)	対象	
4	宝石類や金銀の販売店	対象	
1	住宅展示場(戸建て、マンショ	<del>5,1 €5</del>	
	シ)	対象	
1	古物商(質屋を除く)	対象	
-	金券ショップ	<u></u>	
	古本屋		
No.	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	西碁・将棋盤店		【床面積の合計が1,000㎡超】
1		対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
商業施設	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	(=休業要請)
(生活必需物資の小売	アウトドア用品、スポーツグッズ	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】
関係等以外の店舗、生	店	A3 554	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切
活必需サービス以外	ゴルフショップ	対象	な対応について協力を依頼
のサービス業を営む店	土産物店	対象	【床面積の合計が100m以下】
舗)	旅行代理店(店舗)	対象	営業を自粛していただきたいが、様々な事情から
H:11/	アイドルグッズ専門店	対象	営業を継続する場合には、適切な感染防止対策
	ネイルサロン	対象	を求める
and the second	まつ毛エクステンション	対象	E MANA CO
	スーパー銭湯		1
E TOTAL		対象	1
Name of the state	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
Parameter 1	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
substate .	写真屋・フォトスタジオ	対象	
EXAMPLE OF THE PROPERTY OF THE	美術品販売	対象	1
	展望室	対象	1
	12-2		

### 2 基本的に休止を要請しない施設

2 基本的に休止を要	施設等等	休止要請	要請の内容
	保育所等(幼保連携型認定こど も園を含む)	対象外	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止
	放課後児童クラブ(学童保育)	対象外	対策の協力を要請
社会福祉施設等	障がい児通所支援事業所	対象外	
※通所又は短期間の 入所の利用者につい	上記以外の児童福祉法関係の 施設	対象外	
ては、家族での対応が	障害福祉サービス等事業	対象外	
可能な限り、利用の自 粛を要請	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設	対象外	
	病院	対象外	
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
医療施設	薬局	対象外	流和な感染はよ対策の投力を更護
※有資格者が治療を	鍼灸・マッサージ	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
行うものに限る	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	
	卸売市場	対象外	
	食料品売場(移動販売店舗を 含む)	対象外	- 1
The state of the s	コンビニエンスストア	対象外	
•	百貨店(生活必需品売場)	対象外	1
- Andrews	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター(生活必需品売場)	対象外	
,	ショッピングモール(生活必需品売場)	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
生活必需物資販売施	靴屋	対象外	
設	<b>衣料品店</b>	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋	対象外	
***************************************	自転車屋	対象外	
	家電販売店 /	対象外	
;	園芸用品店	対象外	
		対象外	
, i	家具屋	対象外	
	自動車販売店	対象外	
	力一用品店	対象外	
	花屋 飲食店	<u>対象外</u> 対象外 _	
			・適切な感染防止対策の協力要請
	型	対象外	・営業時間の短縮を要請
食事提供施設	和菓子·洋菓子店	対象外	(宅配・テイクアウトを除く)
TO THE POST OF THE PARTY.	タピオカ屋	对象外	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時 までの営業を要請し、酒類の提供は夜7時までと
	居酒屋	対象外	↑ まじの営業を安請し、滔頬の提供は後/時まじと ↑ することを要請
	屋形船	対象外	) QUECAR
	ホテル(集会の用に供する部分 を除く)	対象外	
[ ·	カプセルホテル	対象外	************************************
1 '	旅館(集会の用に供する部分を	対象外	・適切な感染防止対策の協力を要請 ・宿泊予約の延期依頼対応を要請
		X13X71	
住宅·宿泊施設	除く)		※宿泊施設には、緊急事態措置の要請期間にお
住宅・宿泊施設	除く) 民泊	対象外	※宿泊施設には、緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するた
住宅・宿泊施設	除く) 民泊 共同住宅	対象外 対象外	※宿泊施設には、緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応につ
住宅·宿泊施設	除く) 民泊 共同住宅 寄宿舎	対象外 対象外 対象外	※宿泊施設には、緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するた
住宅·宿泊施設	除く) 民泊 共同住宅	対象外 対象外	※宿泊施設には、緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応につ

<b>以外的一种类似的一种类似的一种</b>	施設	休止要請	要請の内容
	バス	対象外	
	タクシー	対象外:	
	レンタカー	対象外	
交通機関等 🕠	鉄道	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
200 ·	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
Metales	物流サービス(宅配等含む)	対象外	
18	工場	対象外	
工場等		対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	銀行	対象外	
ng Kamadana	消費者金融	対象外	
A = 1 1 # B B	ATM	対象外	
金融機関	証券会社	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
官公署等	<u>保険代理店</u>	対象外	を 31.0.100 女 fd.117.5.1 34.6.1 mm / 1 G 文 0世
	官公署	対象外	
	各種事務所	対象外	
der Miller de La La La Company de Charles de	理髮店	対象外	
		対象外	
	銭湯(公衆浴場) ※	対象外	
	資倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場(貸衣装含む)	対象外	
1	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋 .	対象外	
7 O M	獣医	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
その他	ペットホテル	対象外	※物価統制令の対象となるもの
	たばこ屋(たばこ専門店)	対象外	
	ブライダルショップ 修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	
	修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	
	100円ショップ	、対象外	
	駅売店	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	,
	寺院	対象外	
	教会	対象外	

### 三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金について

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に応じて、措置期間中に全面協力いただける中小企業・小規模事業者(個人事業主も含む)に対して、県・市町が協調して協力金を交付します。

### 2 対象事業者

三重県による休業要請等の対象となる県内施設を運営する中小企業・小規模事業者(個人事業主も含む)のうち、県からの協力要請を受け、休業又は営業時間を短縮した事業者

※本社が三重県以外でも対象とします。

### 3 対象要件

- ・緊急事態措置期間中(令和2年4月20日から5月6日まで)に休業および 夜間営業(20時から翌朝5時)の自粛の要請に全面的にご協力いただくこと
- ・4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること
- ※全面的な協力とは、緊急事態措置期間中の全期間、休業等を行っていただくことが基本となりますが、少なくとも4月22日から5月6日までの期間において休業等にご協力いただくことをいいます。

### 4 支給額

1事業者あたり50万円

### 5 休業要請相談窓口の開設

三重県雇用経済部内に設置

電話番号:059-224-000

受付時間:9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日)

※4月20日(月)は11時から19時まで

※4月21日(火) および22日(水) は9時から19時まで

### 6 その他

- ・協力をいただいた事業者については、施設名(屋号)を三重県HPで掲載します。
- ・この協力金は令和2年4月補正予算が県議会で可決された場合に実施します。
- ・申請手続き等詳細については令和2年4月27日を目途に公表します。

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金

### 1 趣旨

GW期間中の宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して協力金を交付します。

### 2 対象事業者

4月25日(土)から5月6日(祝・水)までの間の宿泊予約者に対して施設の営業休止・営業規模の縮小などの理由で、宿泊予約の延期やキャンセルを行った旅館・ホテル等の宿泊事業者

### 3 対象要件

・4月25日(土)から5月6日(祝・水)中に宿泊される予定のお客様へ予約 の先延ばしなど宿泊日変更の調整を行っていただくこと

(営業休止や営業規模の縮小などの理由でキャンセルを行った場合も含む)

・4月25日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

### 4 支給額

GWからの予約の先延ばしまたはキャンセルした件数:1人泊あたり6千円 (1施設あたり12万円を上限とする)

### 5 協力金相談窓口の開設

三重県雇用経済部観光局内に設置

電話番号:(開設準備中)

受付時間: 9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日。5/6以降は平日

のみ)

開設期間:5月22日まで

### 6 その他

- 協力をいただいた事業者については施設名(屋号)を三重県HPで掲載します。
- ・ この協力金は令和2年4月補正予算が県議会で可決された場合に実施します。
- ・ 申請手続き等詳細については、後日公表します。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願いであるため、各宿泊施設に おける旅館業法第5条の遵守を妨げるものではありません。